



金 沢 市 公 報

第 2 9 4 0 号

平成30年(2018年)6月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について (")	4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	4
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の所在地の変更について (")	4
○介護保険法の規定による事業者の指定について(2件) (介護保険課)	5

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	5
○市道の区域の変更について (道路管理課)	6
○道路の供用の開始について (")	6
● 公 告	
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	7
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (")	7
○開発行為に関する工事の完了について (")	7
● 農業委員会告示	
○平成30年第6回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	8
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	8
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (")	8

告 示

●金沢市告示第193号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営豎町第2暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 125台
 - 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成30年5月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成30年6月21日から同年9月20日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第194号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	原 動 機 付 自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台

松村5丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	4台
窪6丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
長町2丁目地内	自 転 車	1台
西念3丁目地内	自 転 車	1台
寺町1丁目地内	自 転 車	1台
本江町地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成30年5月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成30年6月21日から同年12月20日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
オリベ内科医院	金沢市彦三町1丁目5番33号	平成30年4月1日
瑠璃光薬局 朝霧台店	金沢市朝霧台1丁目175番地	平成30年5月1日
のぐち血管外科クリニック	金沢市直江南1丁目28番地1	平成30年5月1日
歯科並木町斎藤クリニック	金沢市並木町2番10号 浅野川ハイム1階	平成30年5月24日

●金沢市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
オリベ内科医院	金沢市彦三町1丁目5番33号	平成30年3月31日
かたいこ薬局	金沢市八日市1丁目667番地 ラビアン101	平成30年4月25日
もりやま越野医院	金沢市森山1丁目5番26号	平成30年5月6日

●金沢市告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の指定を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
キビキノ歯科医院	金沢市寺中町ト4番地	平成30年6月1日

●金沢市告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所 在 地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
1770100194	石川医療器株式会社	金沢市直江町35街区1番地	金沢市直江東1丁目6番地	平成30年4月11日
1770104261	サンウェルズ金沢居宅介護支援事業所	金沢市松村1丁目350番地 木下ビル1階	金沢市戸板1丁目93番地 太陽のプリズム戸板内	平成30年4月13日

●金沢市告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
田中 雅	さざなみ接骨院	金沢市割出町354番地1	平成30年5月17日

●金沢市告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	名 称	所 在 地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
石黒 彰一	いしくろ接骨院	金沢市疋田2丁目238番地 1階	金沢市吉原町ヨ142番地 ブルーメアベニュー1階	平成30年5月1日

●金沢市告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106175	サンウェルズ戸板ヘルパーステーション	金沢市戸板1丁目92番地	株式会社サンウェルズ	平成30年5月1日	訪問介護

●金沢市告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191310	ケアーズ訪問看護リハビリステーション西金沢	金沢市古府3丁目148番地3 dio002号	株式会社life plus	平成30年5月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710104850	デイサービスセンター駅西苑	金沢市西念3丁目4番25号	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	金沢市芳齊2丁目3番28号	生活介護	特定無し	平成30年4月1日

●金沢市告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710100197	ニチイケアセンターかないわ	金沢市金石本町口31番地1	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	同行援護	特定無し	平成30年4月1日

1710100205	ニチイケアセンター不動寺	金沢市堅田町丙48番地1	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	同行援護	特定無し	平成30年4月1日
1710100577	ヘルパーステーションつくしんぼ	金沢市京町20番50号	公益社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番50号	行動援護	特定無し	平成30年4月1日

●金沢市告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年6月21日から同年7月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	大 徳 7号 松 村 町 線	松 村 5 丁 目 30番 5 先から	旧	4.7	20.2
		松 村 5 丁 目 30番 5 先まで	新	5.6	20.2
一般市道	大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 10号	松 村 5 丁 目 30番 1 先から	旧	3.0	43.4
		松 村 5 丁 目 30番 5 先まで	新	6.0	43.4
一般市道	大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 15号	松 村 5 丁 目 30番 1 先から	旧	4.1	16.0
		松 村 5 丁 目 30番 1 先まで	新	5.6	16.0
一般市道	額 28号 四 十 万 町 東 線 3号	四 十 万 町 北カ 41番 4 先から	旧	2.6	23.3
		四 十 万 町 北カ 41番 5 先まで	新	5.0	24.4
一般市道	額 28号 四 十 万 町 東 線 5号	四 十 万 町 北カ 41番 1 先から	旧	4.7	39.1
		四 十 万 町 北カ 41番 3 先まで	新	5.3	40.5
一般市道	額 28号 四 十 万 町 東 線 18号	四 十 万 町 北カ 41番 5 先から	旧	2.2~2.3	25.7
		四 十 万 町 北カ 41番 3 先まで	新	5.0	25.7
一般市道	小 坂 39号 横 枕 町 線 7号	横 枕 町 イ 30番 1 先から	旧	4.7	25.7
		横 枕 町 イ 32番 1 先まで	新	5.6	25.7

●金沢市告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年6月21日から同年7月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
準 幹 線 587号 大 桑 ・ 別 所 線	大 桑 町 リ 61番 1 先から	平成30年6月21日
	大 桑 町 リ 7番 先まで	
大 徳 7号 松 村 町 線	松 村 5 丁 目 30番 5 先から	平成30年6月21日
	松 村 5 丁 目 30番 5 先まで	
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 10号	松 村 5 丁 目 30番 1 先から	平成30年6月21日
	松 村 5 丁 目 30番 5 先まで	
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 15号	松 村 5 丁 目 30番 1 先から 松 村 5 丁 目 30番 1 先まで	平成30年6月21日

額 四十万町東線	28号 3号	四 四	十 十	万 万	町 町	北力 北力	41番 41番	4先から 5先まで	平成30年6月21日	
額 四十万町東線	28号 5号	四 四	十 十	万 万	町 町	北力 北力	41番 41番	1先から 3先まで	平成30年6月21日	
額 四十万町東線	28号 18号	四 四	十 十	万 万	町 町	北力 北力	41番 41番	5先から 3先まで	平成30年6月21日	
小 横枕町線	坂 7号	横 横			枕 枕	町 町	イ イ	30番 32番	1先から 1先まで	平成30年6月21日

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第161号	平成30年6月1日	金沢市金石本町ハ43番2の一部及び43番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	32.87	6.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

指定番号	指定取消しの年月日	取 消 し た 指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第369号	平成30年6月13日	金沢市八日市1丁目252番の一部及び253番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	34.0	6.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成30年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市八日市4丁目210番1から210番10まで	金沢市松島2丁目109番地 一般社団法人石川県木造住宅協会内 金沢市八日市四丁目開発共同企業体 代表者 株式会社 玉家建設 代表取締役 神 和成	道路 金沢市八日市4丁目210番10

金沢市松村6丁目244番1及び269番の各一部並びに75番1から75番5まで及び76番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	野々市市押野3丁目61番地 株式会社アイワホーム 代表取締役 林 一二	道路 金沢市松村6丁目244番1及び269番の各一部並びに75番2及び76番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
--	---	---

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成30年第6回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
平成30年6月25日午後3時
- 2 場所
金沢歌劇座第10会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
 - (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (5) 非農地証明願について

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成30年6月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成30年6月21日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
596	株式会社ヒロタ	小松市平面町カ5番地1

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成30年6月21日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
543	広田設備	小松市平面町カ5番地1	平成30年5月31日

◎正 誤

○平成27年7月6日付け金沢市公報号外第19号の2

頁	箇 所	誤	正
2	上から5行目	省令規則	省令

平成30年(2018年)6月21日 印刷
平成30年(2018年)6月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄